

モニタリングポスト非常用発電機の定期保守点検
発注仕様書

目次

1. 件名	2
2. 目的及び概要.....	2
3. 作業実施場所.....	2
4. 納期	2
5. 作業内容	2
6. 提出書類.....	6
7. 検収条件	6
8. 作業員の技量.....	7
9. 適用法規・規定等.....	7
10. 安全文化の育成及び維持に関する事項.....	7
11. 調達要求事項への適合状況を記録した文書の提出.....	7
12. 特記事項	7
13. 総括責任者	8
14. 検査員及び監督員.....	8
15. グリーン購入法の推進.....	8
16. 協議	8
17. 計測器類の管理	8
18. 識別	8
19. 作業等の中断・再開及び計画外作業	8

1. 件名

モニタリングポスト非常用発電機の定期保守点検

2. 目的及び概要

商用電源喪失時にモニタリングポストの測定を継続するために使用する非常用発電機について、正常な動作を維持するための定期保守点検を行う。

3. 作業実施場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所構内

4. 納期

令和 8 年 2 月 2 7 日

5. 作業内容

5. 1 対象設備

- ・デンヨー製 可搬型ディーゼルエンジン発電機
DCA-6LSX (3 台)
- ・やまびこ製 可搬型ディーゼルエンジン発電機
IDG3100M (5 台)
- ・やまびこ製 可搬型ディーゼルエンジン発電機
DGM250MK-P (3 台)
- ・やまびこ製 可搬型ディーゼルエンジン発電機
DGM450MK-P (1 台)
- ・やまびこ製 非常用予備電源装置用自動始動盤
ASB-12 (1 台)

5. 2 作業範囲及び項目

- (1) 点検に係る作業
- (2) 作業実施報告書の作成

5. 3 作業内容及び方法等

デンヨー製 可搬型ディーゼルエンジン発電機 DCA-6LSX (3 台)

区 分		点 検 内 容
内 燃 機 関	本体	・始動状態に異常がないか ・アイドリング時の回転状態に異常がないか ・排気の状態（排気色）に異常がないか ・内燃機関本体のボルト、ナット等に損傷、緩み等がないか ・過給機等吸排気装置の作動状態、異音、目詰まり等がないか ・クリーナ、エレメント等に異常はないか ・エアーエレメントに損傷、汚れがないか。
	潤滑装置	・オイルパン等に変形、漏れ等がないか ・オイルフィルタに漏れ、目詰まり、汚れ、硬化等がないか。
	冷却装置	・ラジエター、冷却水の漏れ、目詰まり等がないか ・冷却水の補充・交換 ・各ゴムホース、バンド等の硬化、ひび割れ等がないか ・ウォーターポンプからの漏れ、損傷等はないか ・ファンベルトの張り、摩耗、伸び、老化、変形、損傷はないか。 ・ファンプレート取付部に緩み、損傷等はないか
	燃料装置	・燃料タンク、配管等からの漏れ、変形等がないか ・燃料フィルターに汚れ、目詰まり等がないか ・燃料エレメント・エアーエレメントに漏れ、汚れ、目詰まりがないか。 ・調速機構リンクに摩耗、損傷等はないか ・調速機は正常に作動するか
	非常停止装置	・冷却水温、油圧、漏電等の保護装置は正常に作動するか
	機器類	・回転計、計測機器類は正常に作動するか
発 電 機 ・ 外 装	本体	・スリップリングカーボンブラシに損傷、摩耗、固着、緩みがないか。 ・電圧設定器、各調整器に損傷、端子の緩み等がないか ・設定電圧、周波数は正常か ・電圧計、電流計、周波数計に損傷等はないか ・表示等、計器盤灯等に損傷、転倒状態に異常はないか ・MCB、出力端子等の動作・緩みはないか ・絶縁抵抗の測定
	バッテリー 充電装置	・バッテリー、オルタネータ、リレー等に漏れ、損傷等はないか
	外被等	・排気消音機等に損傷、変形等はないか ・吊り上げ機構に摩耗、変形等はないか ・台床に変形、亀裂等はないか
負荷試験		・負荷試験装置を使用して実負荷運転を行う

やまびこ製 可搬型ディーゼルエンジン発電機 IDG3100M (5台)

区 分		点 検 内 容
内 燃 機 関	本体	・始動状態に異常がないか ・アイドリング時の回転状態に異常がないか ・排気の状態（排気色）に異常がないか ・内燃機関本体のボルト、ナット等に損傷、緩み等がないか ・過給機等吸排気装置の作動状態、異音、目詰まり等がないか ・クリーナ、エレメント、オイル等に異常はないか
	潤滑装置	・オイルパン等に変形、漏れ等がないか ・オイルフィルターに漏れ、目詰まり、汚れ、硬化等がないこと
	冷却装置	・ラジエター、冷却水の漏れ、目詰まり等がないか ・冷却水の補充・交換 ・各ゴムホース、バンド等の硬化、ひび割れ等がないか ・ウォーターポンプからの漏れ、損傷等はないか ・ファンベルトの張り、摩耗、伸び、老化、変形、損傷はないか。 ・ファンプレート取付部に緩み、損傷等はないか
	燃料装置	・燃料タンク、配管等からの漏れ、変形等がないか ・燃料フィルター、エレメントに汚れ、目詰まり等がないか ・調速機構リンクに摩耗、損傷等はないか ・調速機は正常に作動するか
	非常停止装置	・冷却水温、油圧、漏電等の保護装置は正常に作動するか
	機器類	・回転計、計測機器類は正常に作動するか
発 電 機 ・ 外 装	本体	・電圧設定器、各調整器に損傷、端子の緩み等がないか ・設定電圧、周波数は正常か ・電圧計、電流計、周波数計に損傷等はないか ・表示等、計器盤灯等に損傷、転倒状態に異常はないか ・MCB、出力端子等の動作・緩みはないか ・絶縁抵抗の測定
	バッテリー 充電装置	・バッテリー、オルタネータ、リレー等に漏れ、損傷等はないか。
	外被等	・排気消音機等に損傷、変形等はないか ・吊り上げ機構に摩耗、変形等はないか ・台床に変形、亀裂等はないか
負荷試験		・負荷試験装置を使用して実負荷運転を行う

やまびこ製 可搬型ディーゼルエンジン発電機(DGM シリーズ) (4 台)

区 分		点 検 内 容
内 燃 機 関	本体	・始動状態に異常がないか ・アイドリング時の回転状態に異常がないか ・排気の状態（排気色）に異常がないか ・内燃機関本体のボルト、ナット等に損傷、緩み等がないか ・過給機等吸排気装置の作動状態、異音、目詰まり等がないか ・クリーナ、エレメント、オイル等に異常はないか
	潤滑装置	・オイルパン等に変形、漏れ等がないか ・オイルフィルターに漏れ、目詰まり、汚れ、硬化等がないこと
	冷却装置	・ラジエター、冷却水の漏れ、目詰まり等がないか ・冷却水の補充・交換 ・各ゴムホース、バンド等の硬化、ひび割れ等がないか ・ウォーターポンプからの漏れ、損傷等はないか ・ファンベルトの張り、摩耗、伸び、老化、変形、損傷はないか。 ・ファンプレート取付部に緩み、損傷等はないか
	燃料装置	・燃料タンク、配管等からの漏れ、変形等がないか ・燃料フィルターエレメントの漏れ、汚れ、目詰まりはないか。 ・調速機構リンクに摩耗、損傷等はないか ・調速機は正常に作動するか
	保護装置	・冷却水温、油圧、漏電等の保護装置は正常に作動するか
	機器類	・回転計、計測機器類は正常に作動するか
発 電 機 ・ 外 装	本体	・電圧設定器、各調整器に損傷、端子の緩み等がないか ・設定電圧、周波数は正常か ・電圧計、電流計、周波数計に損傷等はないか ・表示等、計器盤灯等に損傷、点灯状態に異常はないか ・MCB、出力端子等に動作・緩みはないか ・絶縁抵抗の測定
	バッテリー 充電装置	・バッテリー、オルタネータ、リレー等に漏れ、損傷等はないか ・バッテリー交換（DGM250MK-P 2 台）
	外被等	・排気消音機等に損傷、変形等はないか ・吊り上げ機構に摩耗、変形等はないか ・台床に変形、亀裂等はないか
負荷試験		・負荷試験装置を使用して実負荷運転を行う

やまびこ製 非常用予備電源装置用自動始動盤 ASB-12 (1 台)

区 分	点 検 内 容
目視点検	・各配線の結線状態 ・各電気部品の取付状態、劣化状態 ・制御電源スイッチ、発電機遮断器、各遮断器の状態確認
動作点検	・手動操作スイッチでエンジンを始動して無負荷試験を行い、以下の項目を確認する。 -タイムスケジュールに基づく作動確認 -所定電圧の発生、正常な周波数の発生、故障等の表示の点灯確認

6. 提出書類

項目	提出時期	部数
作業工程表	作業開始 2 週間前まで	1 部
点検要領書・作業手順書	作業開始 2 週間前まで	1 部
作業安全組織・責任者届	作業開始 2 週間前まで	1 部
作業関係者名簿※1	作業開始 2 週間前まで	1 部
委任又は下請負届（機構指定様式） （委任又は下請負がある場合のみ）	作業開始 2 週間前まで	1 部
一般安全チェックリスト	作業開始 2 週間前まで	1 部
簡易リスクアセスメントシート	作業開始 2 週間前まで	1 部
KY 実施記録	作業開始の都度	1 部／日
作業日報	作業終了の都度	1 部／日
使用計測器のリスト及び校正成績書	作業開始前まで	1 部
機構が要求する書類	随時	1 部
点検結果報告書	作業終了後速やかに	1 部

※1 8. の「作業員の技量」を満足することを示すこと。

（提出場所）

原子力機構大洗 放射線管理部 環境監視線量計測課

但し、委任又は下請負届（機構指定様式）については、2 週間以内に機構から受注者へ変更請求しない場合は、自動的に承認したものとみなす。

7. 検収条件

「6. 提出書類」の確認及び原子力機構が仕様書の定める業務が実施されたと認めた時を以て、業務完了とする。

8. 作業員の技量

本作業を行うもののうち、現場責任者（代理者）、現場分任責任者は、作業前に機構の定める「現場責任者等教育」の認定を受けていること。

9. 適用法規・規定等

- （１）原子力機構大洗 安全衛生管理規則
- （２）原子力機構大洗 電気工作物保安規定
- （３）原子力機構大洗 安全管理仕様書
- （４）その他受注業務に関し、適用または準用すべき全ての法令・規格・基準等

10. 安全文化の育成及び維持に関する事項

受注者は、以下に示すような安全文化を育成及び維持するための活動に適時取組み、本仕様書に基づく作業が安全に行われるようにすること。

11. 調達要求事項への適合状況を記録した文書の提出

受注者は、調達要求事項への適合状況を記録した文書（点検報告書等）を提出すること。

12. 特記事項

- （１）受注者は、原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- （２）受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合は、この限りではない。
- （３）点検中等に故障及び部品の破損等が発見された場合は、それに係る修理及び必要部品の購入については別途契約で行うものとする。ただし、軽微な故障等を除く。
- （４）点検等の作業中に生じた作業者の責による故障等については、受注者の責任にて速やかに復旧させること。
- （５）作業工程及び作業の詳細については、別途担当者間で協議し決定するものとする。
- （６）受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。
- （７）受注者は機器等の保守に必要な技術情報(保安に係るものに限る。)を入手した場合は、提供するものとする。

13. 総括責任者

受注者は本契約業務を履行するにあたり、受注者を代理して直接指揮命令する者（以下「総括責任者」という。）及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせる。

- （１）受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- （２）本契約業務履行に関する原子力機構との連絡及び調整
- （３）仕様書に基づく定常外業務の請負処理
- （４）受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

14. 検査員及び監督員

検査員

- （１）一般検査 管財担当課長

監督員

- （１）定期保守点検 放射線管理部 環境監視線量計測課長

15. グリーン購入法の推進

- （１）本契約において、グリーン購入法に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- （２）本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

16. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。

17. 計測器類の管理

本作業に使用する計測器類は、国家基準計器等により検定された計器で、1 年以内に点検校正され、精度等が保証されたものを使用すること。

18. 識別

点検において発見された対象機器の不適合については、タグ等により識別管理を行うこと。

19. 作業等の中断・再開及び計画外作業

- （１） 作業の実施にあたり、以下の場合は速やかに作業を一時中断すること。
 - ・点検実施要領書に定められている作業が遂行できない場合

- ・ 指示された事項の厳守が困難な場合
 - ・ 保安上作業継続が困難な場合
 - ・ 不安全行動に対する原子力機構の中断指示があった場合
- (2) 原子力機構の確認を得た後、作業等を再開すること。
- (3) 作業実施要領書に定められていない作業（計画外作業）は行わないこと。ただし、やむを得ず計画外の作業を実施する必要がある場合は、作業を中断し、提出した点検実施要領書を改定して原子力機構の確認を得ること。

以上